

(単価契約工事) 実施要領

1. 工期

契約の日から「契約工期完了の日」又は、「指示限度額に達した時、最も遅い指示工期満了の日」のいずれか早い日までとする。

ただし、前期工事がある場合の工事指示は、「前期の契約の総指示金額が指示限度額を超えた日（工事を指示した日）」または「前期契約工期終了日」のいずれかの早い日からとする。

2. 工事場所

四日市市 楠 中部 常磐 日永 四郷 内部 塩浜 小山田 川島 桜 河原田
水沢 地区

3. 工事範囲

四日市市南部地区の人孔及び汚水桝等の高さ調整、人孔・汚水桝・管渠・水路が原因の陥没等、それらに関する修繕、舗装及び小規模な改良工事について適用する。

4. 契約方法

- 1) 入札参加業者により工種・単価表の合計金額を競争入札する。
- 2) 工種・単価表の合計金額の落札金額と各工種の構成比率の積により各工種の単価（円単位）を決定する。

5. 実施方法

- 1) 工事の指示は工事（変更）指示書により実施する。
- 2) 受注者は、実施に当たり別紙「実施手順書」を遵守する。

6. 指示工事完了及び工事の完成

- 1) 受注者は、一つの指示工事が完成する毎に指示工事完成報告書を遅滞なく担当課長に提出すること。
- 2) 受注者は、指示工事の全てが完成したとき、速やかに工事完成届（四日市市上下水道局工事執行規程の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱で規定する第28号様式）を管理者に提出すること。

7. 指示工事完成検査及び完成検査

- 1) 受注者から指示工事完成報告書が提出された時は、監督職員は遅滞なく確認を行い、検査職員は指示工事完成検査を行うものとする。
- 2) 指示工事完成検査後、受注者は工事目的物の引渡しを行うものとする。
- 3) 受注者から工事完成届が提出された時は、検査職員は完成検査を行うものとする。
- 4) 指示工事完成及び完成検査は管理者が検査職員であることを認めた者が行う。

8. 指示額及び指示限度額

- 1) 工事1指示あたり限度額80万円(税込)未満とする。

ただし、現場都合により80万円以上130万円(税込)未満の指示をする場合がある。

- 2) 本契約の指示限度額は950万円(税込)とする。

ただし、総指示額が指示限度額に達しない場合がある。

指示限度額とは総指示額がその額を超えた時点で、新しい指示を行わない額とし、最終指示時点の総指示額は999万円(税込)を上限とする。

9. 請求

- 1) 受注者は業務実績報告書(兼請求明細書)に基づき支払請求を行うものとする。なお、業務実績報告書の合計金額は千円止めとし、その額に消費税相当額を乗じて支払うものとする。

10. 未契約単価

- 1) 未契約単価は、発注者により三重県県土整備部積算基準等により決定した単価(経費込み)に請負比率を乗じた金額(1円未満は切り捨て)とし、協議を行うものとする。

実 施 手 順 書

この手順書は、下水管渠等修繕・改良工事（単価契約）南部（３－１）に適用し、受注者は下記の事項に充分配慮して施工しなければならない。

１．着手前手順

- １）管理者は、監督職員を選任したときは受注者に通知するものとする。
- ２）受注者は、工事着手届及び現場代理人届等を速やかに提出するものとする。
- ３）受注者は、工事（変更）指示書の受信を希望するＦＡＸ番号と緊急時に連絡可能な電話番号を監督職員に報告するものとする。
- ４）受注者は、現場代理人以外の連絡要員を置く場合は、緊急時に連絡要員に連絡可能な電話番号を監督職員に報告するものとする。

２．現地手順

- １）受注者は、工事（変更）指示書（様式２）を受領した後、速やかに現地確認を行い、指示内容を確認すること。なお、現地と工事（変更）指示書（様式２）が符号しない場合は、監督職員に申出を行うこと。また、現場着手後、不測の事象が発生した場合も同様とする。
- ２）監督職員は受注者より前号の申出があったときは、申出された内容を直ちに検討、照査し、必要に応じ工事（変更）指示書（様式２）により指示の変更を行うものとする。
- ３）受注者は、（２）の指示があった場合、速やかに現地確認を行い、指示内容を確認し、遅滞なく着手すること。
- ４）受注者は、工事着手にあたって必要に応じ、工事に必要となる地下埋設物調査の実施及び通行止め等の許可取得、周辺住民への周知等を行うこと。
- ５）受注者は、指示工事が完成したら、速やかに指示工事完成報告書（様式３）を監督職員に提出すること。
- ６）受注者は、現地の状況により作業できない場合、又は事故や災害が予想される場合は、監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- ７）緊急時及び休日、夜間においては、口頭で指示を行い、後日、工事指示書を発行する場合がある。

３．品質管理、出来形管理等

- １）受注者は、工事完成後出来形を測定し、必要に応じて展開図等成果が確認できる資料を作成する。
- ２）受注者は、次の写真を提出すること。

① 指示現場ごとに同一方向から撮影した着手前と完成後が確認できるもの。

② 工事の施工内容や途中経過が確認できるもの。

4. 完成報告

1) 工事实績報告書（兼請求明細書）（様式1）は、請求の都度提出する。

2) 指示工事完成報告書（様式3）による報告は、指示工事完成后、下水建設課長に速やかに提出する。

3) 指示工事完成報告書（様式3）には、工事写真を添付し提出する。

5. 指示工事完成検査及び完成検査

1) 検査職員は、指示工事完成報告書、工事写真等を用いて、指示工事完成検査及び完成検査を行う。

6. その他

1) 各様式について、工種、規格等文言は、契約書添付の工種表・単価表に準ずる。

2) 緊急施工の必要が発生した場合には、契約以外の指示を行う場合があります。

(様式 1)

工事実績報告書（兼請求明細書）

工事名	下水管渠等修繕・改良工事(単価契約)南部(3-1)
受注者名	
「契約書」と同じ押印	

[illegible]

(様式 2)

工事(変更)指示書

令和 年 月 日

(受注者名)

様

監督職員

下水管渠等修繕・改良工事(単価契約)南部(3-1)請負契約書に基づき、下記工事の施工をされたく指示します。

記

1. 指示番号
2. 工事名
3. 場 所
4. 工 期
5. 工事内容

[illegible]

注意:工事内容の詳細について監督職員と打合せてから着手すること。

(円止め)

数量は概算参考値とし、監督職員の指示により施工し、出来形を報告すること。

指示工事完成報告書

下水建設課長 様

(受注者名)

印

下水管渠等修繕・改良工事(単価契約)南部(3-1)請負契約書に基づき、下記の工事が完成したので別紙の出来形資料を添えて報告します。なお、下記工事について、指示工事完成検査に合格した際は、工事目的物を引き渡します。

記

1. 指示番号
2. 指示日
3. 工事名
4. 場 所
5. 工 期
6. 監督職員名
7. 完成日
8. 出来形明細

[illegible]

(円止め)

指示工事完成検査済証	
確 認 年 月 日	令和 年 月 日
確 認 者 指 名	
指示工事完成検査年月日	令和 年 月 日
検 査 職 員 指 名	

(単価契約工事) 共通仕様書

(共通事項)

第 1 条 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（三重県のホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課にて縦覧）を準用するが、以下の項目を優先する。

- 1 受注者は、関係法令を遵守し、法令に基づき所要の手続きを得ること。
- 2 業務日報・納品伝票の写しは監督職員が提出を求めた場合についてのみ提出すること。
- 3 品質管理については、監督職員が提出を求めた場合のみ行うこと。
- 4 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。
- 5 監督職員が特に提出を求めた場合を除き、施工計画書、材料調書及び工程表は提出を求めない。
- 6 本業務は、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度に課税対象者となった場合には、翌年度の 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書添付して当該委託業務の発注者に対して支払い請求を行うこと。
- 7 本業務に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。
- 8 資材購入及び業務の一部を再委託業者にて履行する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。なお、業務の履行について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第 18 条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、下請契約締結日より、10 日以内に施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書（発注者指定の様式）に添付し提出すること。
- 9 石綿管の処理を伴う場合について、「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」厚生労働省健康局水道課（平成 17 年 8 月）に従って、関係法令を遵守の上、適切に処理し、石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）を選任すること。なお、平成 18 年 3 月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。
また、石綿障害予防規則に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 10 污水管を布設する工事について、公設污水樹設置申請書及び受益者申告書の回収にあたっては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、公設污水樹設置申請書をもとに施工すること。
污水本管には、汚水管理設テープ（茶色）を設置すること。また、污水樹の宅内取付管のキャップ止箇所には接続時注意喚起テープ（黄色）を設置すること。
- 11 人孔鉄蓋（φ 600）について、四日市型を使用すること。仕様については四日市市上下水道局ホームページ（ホーム）「お知らせ」2017 年 04 月 01 日 人孔鉄蓋の仕様についてを参照のこと。また、下水建設課で縦覧可能。
ホームページアドレス：http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/pdf/human_iron_lid.pdf
- 12 履行にあたり、看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。
- 13 この契約による工事の受注者は、工事を履行するに当たり個人情報（特定個人情報（個人

番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

- 14 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については指示の変更協議を行うことができるものとする。

「適正に処理」する際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

（検収数量及び検収単位）

第2条 検収数量は別単価表の検収単位のとおりとし、検収単位の直近下位を四捨五入する。

ただし、業務指示書による1回当たりの数量が検収単位に満たないときは検収単位に切り上げるものとする。

（その他）

第3条 この仕様書のほか、特記仕様書を定めたときは、その特記仕様書を優先して適用するものとする。

【暴力団等不当介入に関する事項】

（契約の解除）

第4条 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

（暴力団等による不当介入を受けたときの義務）

第5条 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

2 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

3 前2項の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の受注者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を履行するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成 11 年四日市市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 11 条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を履行するに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を履行するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を履行するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を履行に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

令和3年度 下水管渠等修繕・改良工事(単価契約)南部(3－1) 工事単価表

単価CD	種別	工 種	工種番号	構成比率	単位	単価(税抜)	検収単位	備考
		合 計		1.00000000				
1001	蓋工	人孔鉄蓋工 調整リングなし 仮舗装なし	1	0.00915917	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1002		人孔鉄蓋工 調整リングあり 仮舗装なし	2	0.01576021	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1003		人孔鉄蓋工 調整リングなし 仮舗装あり	3	0.00936487	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1004		人孔鉄蓋工 調整リングあり 仮舗装あり	4	0.01595376	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1005		コンクリート汚水樹蓋工 仮舗装なし	5	0.00364061	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1006		コンクリート汚水樹蓋工 仮舗装あり	6	0.00379716	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1007		鋳鉄製汚水樹蓋工 仮舗装なし	7	0.00134339	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1008		鋳鉄製汚水樹蓋工 仮舗装あり	8	0.00148901	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1009		小型人孔蓋工 仮舗装なし	9	0.00162432	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1010		小型人孔蓋工 仮舗装あり	10	0.00179239	箇所		1箇所	掘削・埋戻し・残土処分まで、蓋等材料なし埋戻し材あり
1011	取壊し工	コンクリート取壊し工 有筋 人力	11	0.03545652	m3		0.1m3	取壊し手間・運搬・処分費込み
1012		コンクリート取壊し工 有筋 機械	12	0.01238718	m3		0.1m3	取壊し手間・運搬・処分費込み
1013		コンクリート取壊し工 無筋 人力	13	0.02210458	m3		0.1m3	取壊し手間・運搬・処分費込み
1014		コンクリート取壊し工 無筋 機械	14	0.00689228	m3		0.1m3	取壊し手間・運搬・処分費込み
1015		舗装切断工 15cm以下	15	0.00032826	m		0.1m	
1016		舗装切断工 15cmを超え30cm以下	16	0.00081004	m		0.1m	
1017		コンクリート舗装版切断工 15cm以下	17	0.00062861	m		0.1m	
1018		アスファルト取壊し工 人力	18	0.00253569	m2		0.1m2	積込み・取壊し
1019		アスファルト取壊し工 機械	19	0.00009769	m2		0.1m2	積込み・取壊し
1020		アスファルト塊処分工 人力	20	0.00479347	m3		0.1m3	運搬・処分費込み
1021		アスファルト塊処分工 機械	21	0.00341307	m3		0.1m3	運搬・処分費込み
1022		コンクリート削孔工 ハンマドリル38mm	22	0.00049027	孔		1孔	
1023	舗装工	不陸整正工 必要量投入 人力	23	0.00029428	m2		0.1m2	材工共
1024		不陸整正工 必要量投入 機械	24	0.00009405	m2		0.1m2	材工共
1025		表層工t=50 PK-3 人力	25	0.00142227	m2		0.1m2	材工共
1026		表層工t=50 PK-4 人力	26	0.00137615	m2		0.1m2	材工共
1027		透水性舗装工 t=30 人力	27	0.00107216	m2		0.1m2	材工共
1028		表層工t=50 PK-3 機械	28	0.00095081	m2		0.1m2	材工共
1029		表層工t=50 PK-4 機械	29	0.00090409	m2		0.1m2	材工共
1030		透水性舗装工 t=30 機械	30	0.00074693	m2		0.1m2	材工共
1031		基層工 t=50 人力	31	0.00140346	m2		0.1m2	材工共
1032		基層工 t=50 機械	32	0.00093200	m2		0.1m2	材工共
1033		仮舗装工 t=30	33	0.00092714	m2		0.1m2	材工共
1034		舗装目地工 巾4cm	34	0.00041382	m		0.1m	材工共
1035		路盤工(狭小) t=150(車道) RC-40	35	0.00054973	m2		0.1m2	材工共
1036		路盤工 t=150(車道) RC-40	36	0.00036285	m2		0.1m2	材工共
1037		路盤工(狭小) t=100(車道) M-30	37	0.00060920	m2		0.1m2	材工共
1038		路盤工 t=100(車道) M-30	38	0.00042474	m2		0.1m2	材工共
1039		路盤工 t=100(歩道) RC-40	39	0.00047449	m2		0.1m2	材工共
1040		路盤工(仮舗装) t=170 RC-40	40	0.00039319	m2		0.1m2	材工共
1041	土工	掘削工 人力	41	0.00499492	m3		0.1m3	
1042		掘削工 機械	42	0.00114619	m3		0.1m3	
1043		埋戻し工 人力	43	0.00364911	m3		0.1m3	
1044		埋戻し工 機械	44	0.00199141	m3		0.1m3	
1045		残土処分工 人力	45	0.00190707	m3		0.1m3	
1046		残土処分工 機械	46	0.00099085	m3		0.1m3	
1047		砂基礎工 人力	47	0.00447249	m3		0.1m3	材工共
1048		砂基礎工 機械	48	0.00340822	m3		0.1m3	材工共
1049	管渠布設工	管渠布設工 φ150	49	0.00203571	m		0.1m	材工共
1050		管渠布設工 φ200	50	0.00243618	m		0.1m	材工共
1051		管渠布設工 φ250	51	0.00330385	m		0.1m	材工共
1052	人孔工	直壁・斜壁・スラブ据付工	52	0.00712771	個		1個	
1053		直壁・斜壁・スラブ撤去工	53	0.00348589	個		1個	
1054	汚水樹工	塩ビ製汚水樹設置工 (ます径150mm)	54	0.00787586	箇所		1箇所	材工共(鋳鉄製防護蓋、蓋設置費は別途)
1055		塩ビ製汚水樹設置工 (ます径200mm)	55	0.00981145	箇所		1箇所	材工共(鋳鉄製防護蓋、蓋設置費は別途)
1056		塩ビ製汚水樹取付管及び支管付工 (管径100mm) (3m未満)	56	0.00714834	箇所		1箇所	材工共
1057		塩ビ製汚水樹取付管及び支管付工 (管径100mm) (3m～5m未満)	57	0.00840981	箇所		1箇所	材工共
1058		塩ビ製汚水樹取付管及び支管付工 (管径150mm) (3m未満)	58	0.00998498	箇所		1箇所	材工共
1059		塩ビ製汚水樹取付管及び支管付工 (管径150mm) (3m～5m未満)	59	0.01174704	箇所		1箇所	材工共
1060		塩ビ製汚水樹撤去工	60	0.00490269	箇所		1箇所	
1061		汚水樹取付管撤去工	61	0.00007463	箇所		1箇所	
1062	水路工	U型側溝設置工 1000kg以下/個	62	0.00180453	m		0.1m	
1063		U型側溝設置工 60kgを超え300kg以下/個	63	0.00285545	m		0.1m	
1064		蓋版設置工 40kg/枚以下	64	0.00019295	枚		1枚	
1065		蓋版設置工 40を超え170kg/枚以下	65	0.00046964	枚		1枚	
1066	コンクリート工	コンクリート人力投入・打設工 高炉	66	0.01643372	m3		1m3	材工共
1067		コンクリート人力投入・打設工 早強	67	0.01691610	m3		1m3	材工共
1068		型枠工	68	0.00452953	m2		1m2	

令和3年度 下水管渠等修繕・改良工事(単価契約)南部(3－1) 工事単価表

単価CD	種別	工 種	工種番号	構成比率	単位	単価(税抜)	検収単位	備考
1069	付帯工	モルタル補修工	69	0.00154605	箇所		1箇所	
1070		ポンプ運転工 2インチ	70	0.00307753	日		1日	
1071		ポンプ据付撤去工	71	0.00095141	現場		1現場	
1072		区画線工 50m未満	72	0.03033843	現場		1現場	
1073		敷鉄板設置工	73	0.00010861	m2		1m2	
1074		敷鉄板撤去工	74	0.00010133	m2		1m2	
1075		支給品運搬工	75	0.00379716	回		1回	
1076	労務費	現場立会い費	76	0.00361027	回		1回	諸官庁等申請費含む
1077		埋設管等調査費	77	0.00361027	現場		1現場	
1078		交通誘導警備員A	78	0.00904085	人		0.5人	
1079		交通誘導警備員B	79	0.00776664	人		0.5人	
1080		一日世話役作業	80	0.01444109	人		1人	
1081		半日世話役作業	81	0.00722055	人		1人	
1082		一日普通作業	82	0.01189266	人		1人	
1083		半日普通作業	83	0.00594633	人		1人	
1084	材料費	四日市市型公設污水樹 Con蓋	84	0.00891950	個		1個	
1085		四日市市型公設污水樹 Con受枠	85	0.00309452	個		1個	
1086		四日市市型公設污水樹 Con上部樹	86	0.00341611	個		1個	
1087		四日市市型公設污水樹 調整リング H＝50	87	0.00177783	個		1個	
1088		四日市市型公設污水樹 調整リング H＝100	88	0.00189312	個		1個	
1089		四日市市型公設污水樹 Con下部樹 インバート付	89	0.00526675	個		1個	
1090		塩ビ樹鉄蓋(四日市型) φ200 T－25	90	0.01774798	個		1個	
1091		塩ビ樹鉄蓋(四日市型) φ200 T－14	91	0.01706233	個		1個	
1092		塩ビ樹鉄蓋(四日市型) φ200 T－8	92	0.01643736	個		1個	
1093		塩ビ製人孔鉄蓋(四日市型) φ300 T－25	93	0.02813586	個		1個	
1094		塩ビ製人孔鉄蓋(四日市型) φ300 T－14	94	0.02671602	個		1個	
1095		塩ビ製人孔鉄蓋(四日市型) φ300 T－8	95	0.02550855	個		1個	
1096		人孔鉄蓋 T－25 雨水汚水合流共通	96	0.04357811	個		1個	
1097		人孔鉄蓋 T－14 雨水汚水合流共通	97	0.04023482	個		1個	
1098		塩ビ樹蓋用沈下防止板 φ200用 T－25	98	0.00398647	個		1個	
1099		塩ビ樹蓋用沈下防止板 φ200用 T－14	99	0.00398647	個		1個	
1100		塩ビ樹蓋用沈下防止板 φ200用 T－8	100	0.00311272	個		1個	
1101		塩ビ製人孔用蓋沈下防止板 φ300用 T－25	101	0.00467819	個		1個	
1102		塩ビ製人孔用蓋沈下防止板 φ300用 T－14	102	0.00467819	個		1個	
1103		塩ビ製人孔用蓋沈下防止板 φ300用 T－8	103	0.00359207	個		1個	
1104		人孔調整リング φ600 50mm	104	0.00200234	個		1個	
1105		人孔調整リング φ600 100mm	105	0.00319160	個		1個	
1106		人孔調整リング φ600 150mm	106	0.00442941	個		1個	
1107		セメントモルタル 1：2	107	0.01304552	m3		0.1m3	
1108		セメントモルタル 1：3	108	0.01183199	m3		0.1m3	
1109		無収縮早強性モルタル φ600 40mm調整 25kg	109	0.00279114	袋		1袋	
1110		無収縮早強性モルタル φ600 25mm調整 12. 5kg	110	0.00159580	袋		1袋	
1111		生コンクリート 18-8-25(20)	111	0.00849476	m3		0.1m3	
1112		山土 盛土用 現場渡し	112	0.00121354	m3		0.1m3	
1113		再生クラッシャーラン RC－40	113	0.00118320	m3		0.1m3	
1114		マンホール調整金具 φ600 25mm	114	0.00165041	組		1組	
1115		マンホール調整金具 φ600 45mm	115	0.00277293	組		1組	
1116		1号マンホール 斜壁 600×900×300	116	0.00885882	個		1個	
1117		1号マンホール 斜壁 600×900×450	117	0.01201402	個		1個	
1118		1号マンホール 斜壁 600×900×600	118	0.01504786	個		1個	
1119		1号マンホール 床版斜壁 600×150	119	0.01080048	個		1個	
1120		1号マンホール 直壁 900×300	120	0.00685648	個		1個	
1121		1号マンホール 直壁 900×600	121	0.01177131	個		1個	
1122		1号マンホール 直壁 900×900	122	0.01686816	個		1個	
1123		楕円マンホール 斜壁 600×600/900×300	123	0.00922288	個		1個	
1124		楕円マンホール 斜壁 600×600/900×450	124	0.01067913	個		1個	
1125		楕円マンホール 斜壁 600×600/900×600	125	0.01474447	個		1個	
1126		楕円マンホール 床版斜壁 600×150	126	0.00946559	個		1個	
1127		楕円マンホール 直壁 600/900×300	127	0.00679581	個		1個	
1128		楕円マンホール 直壁 600/900×600	128	0.01158928	個		1個	
1129		楕円マンホール 直壁 600/900×900	129	0.01741426	個		1個	
1130		A1号マンホール 斜壁 600×600/900×450	130	0.01067913	個		1個	
1131		A1号マンホール 斜壁 600×600/900×600	131	0.01565463	個		1個	
1132		A1号マンホール 床版斜壁 600×150	132	0.00982965	個		1個	
1133		A1号マンホール 直壁 600/900×300	133	0.00722055	個		1個	
1134		A1号マンホール 直壁 600/900×600	134	0.01256011	個		1個	
1135		丸杭 鉄筋コンクリート φ100、L＝1.0m	135	0.00088588	本		1本	
1136		丸杭 鉄筋コンクリート φ100、L＝1.5m	136	0.00109825	本		1本	
1137		丸杭 鉄筋コンクリート φ100、L＝2.0m	137	0.00148052	本		1本	
1138		柵板 鉄筋コンクリート 995×300×50	138	0.00084948	枚		1枚	
1139		柵板 鉄筋コンクリート 1495×300×50	139	0.00111645	枚		1枚	
1140		柵板 鉄筋コンクリート 1995×300×50	140	0.00137130	枚		1枚	
1141		U型側溝 240	141	0.00055216	個		1個	
1142		U型側溝 300A	142	0.00069778	個		1個	
1143		U型側溝 300B	143	0.00070992	個		1個	
1144		U型側溝 300C	144	0.00093442	個		1個	
1145		U型側溝 450	145	0.00145018	個		1個	

令和3年度 下水管渠等修繕・改良工事(単価契約)南部(3－1) 工事単価表

単価CD	種別	工 種	工種番号	構成比率	単位	単価(税抜)	検収単位	備考
1146	損料	敷鉄板損料	146	0.00001456	日枚		1日枚	
1147		敷鉄板整備料	147	0.00024271	枚		1枚	
1148		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=1.5m	148	0.00117956	m		1m	
1149		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=2.0m	149	0.00158245	m		1m	
1150		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=2.5m	150	0.00251263	m		1m	
1151		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=3.0m	151	0.00240887	m		1m	
1152		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=3.5m	152	0.00282693	m		1m	
1153		軽量鋼矢板賃料・修理費・損耗費 L=4.0m	153	0.00415151	m		1m	
1154		軽量金属支保材賃料 L=1.5m 1段	154	0.00016686	m		1m	
1155		軽量金属支保材賃料 L=2.0m 1段	155	0.00020084	m		1m	
1156		軽量金属支保材賃料 L=2.5m 1段	156	0.00021055	m		1m	
1157		軽量金属支保材賃料 L=2.5m 2段	157	0.00049209	m		1m	
1158		軽量金属支保材賃料 L=3.0m 2段	158	0.00052850	m		1m	
1159		軽量金属支保材賃料 L=3.5m 2段	159	0.00063650	m		1m	
1160		軽量金属支保材賃料 L=4.0m 2段	160	0.00067594	m		1m	
1161		軽量金属支保材賃料 L=4.0m 3段	161	0.00115225	m		1m	
1162		腹起整備料 厚7cm	162	0.00030338	本		1本	
1163		腹起整備料 厚11cm	163	0.00030338	本		1本	
1164		サポート整備料	164	0.00030338	本		1本	
1165		ポンプ整備料	165	0.00030338	本		1本	
1166	土留工	軽量鋼矢板建込工(両側) L=1.5m	166	0.00112677	m		1m	
1167		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=1.5m	167	0.00055095	m		1m	
1168		軽量鋼矢板建込工(両側) L=2.0m	168	0.00128817	m		1m	
1169		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=2.0m	169	0.00056429	m		1m	
1170		軽量鋼矢板建込工(両側) L=2.5m	170	0.00150539	m		1m	
1171		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=2.5m	171	0.00056429	m		1m	
1172		軽量鋼矢板建込工(両側) L=3.0m	172	0.00172262	m		1m	
1173		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=3.0m	173	0.00062558	m		1m	
1174		軽量鋼矢板建込工(両側) L=3.5m	174	0.00190040	m		1m	
1175		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=3.5m	175	0.00074086	m		1m	
1176		軽量鋼矢板建込工(両側) L=4.0m	176	0.00205573	m		1m	
1177		軽量鋼矢板引抜工(両側) L=4.0m	177	0.00079911	m		1m	
1178		土留支保設置工(軽量金属支保) 1段	178	0.00038348	m		1m	
1179		土留支保撤去工(軽量金属支保) 1段	179	0.00031977	m		1m	
1180		土留支保設置工(軽量金属支保) 2段	180	0.00076696	m		1m	
1181		土留支保撤去工(軽量金属支保) 2段	181	0.00063893	m		1m	
1182		土留支保設置工(軽量金属支保) 3段	182	0.00127785	m		1m	
1183		土留支保撤去工(軽量金属支保) 3段	183	0.00095869	m		1m	
	合計							